

青森県報

第二千七百十九号

平成十八年
十二月十八日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
右 同	(同)	二
生活保護法による指定医療機関の休止の届出	(同)	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	二
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	二
証紙売りさばき人の指定	(出納課)	二
証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更	(同)	三
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する	(県民生活課)	三
同法第十条第二項の規定による公告	(文化課)	三
換地計画の決定	(農村整備課)	三
建設業者の許可の取消し	(中南地域局)	四
選挙管理委員会		
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	(事務局)	四
正 誤		

平成十五年一月八日及び平成十七年十一月三十日定例出先

機関中.....(農村整備課).....五

告 示

青森県告示第九百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
医療法人安藤眼科医院 尻内医院	三沢市中央町三丁目二の四〇 八戸市一番町一丁目七の三	平成一八・三・三 一八・二・二
みどり薬局 宮川薬局	八戸市根城四丁目一の二七 弘前市大字本町四四の三	一八・二・七 一八・一〇・一
しあわせ調剤薬局城東店	弘前市大字城東中央四丁目二の一〇	"

青森県告示第九百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
みどり薬局 厚生薬局	八戸市根城四丁目一の三五 黒石市大字黒石字建石三七の四	平成一八・二・八 一八・三・一

根城内科循環器科リハビリテーション科 八ナミズキ薬局	八戸市根城七丁目四の一八 八戸市大字鳥谷部町四	" 一六・二・一
-------------------------------	----------------------------	-------------

青森県告示第九百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

事業 者	事業 所	年 月 日 定
株式会社 アシスト 弘前市大字城東四丁目一六の三	訪問看護ステーションアシスト 弘前市大字川先三丁目四の五	平成一六・二・一
株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目一〇の一	株式会社コムスン訪問看護ステーション 八戸市長苗代二丁目二〇の一 オフィス長苗代一C	"

青森県告示第九百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 渡辺眼科医院	所在地又は住所 弘前市大字紺屋町二七の三	休止年月日 平成一六・二・三
------------------	-------------------------	-------------------

青森県告示第九百十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	年 月 日 定
株式会社 アー・フアケトリ 青森市中央二丁目一の六	通所介護	中央デイサービスクラブ 青森市中央二丁目一の六	平成一六・三・七

青森県告示第九百十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	年 月 日 定
株式会社 アー・フアケトリ 青森市中央二丁目一の六	通所介護	中央デイサービスクラブ 青森市中央二丁目一の六	平成一六・三・七

青森県告示第九百十六号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和

三十九年四月青森県条例第十号) 第九条の規定により告示する。

平成十八年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

むつ市小川町二丁目五の二六

株式会社タムラ

二 指定年月日

平成十八年十二月十八日

三 売りさばき場所

むつ市大湊町一九の二

青森県告示第九百十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号) 第九条の規定により告示する。

平成十八年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

上北郡おいらせ町上前田七の三

ももいし農業協同組合

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

上北郡おいらせ町下明堂七八の一

2 変更後の売りさばき場所

上北郡おいらせ町上前田七の三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年十二月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森おいしいものサポートセンター

三 代表者の氏名

相馬 良一

四 主たる事務所の所在地

青森市桂木一丁目一の一

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県において、青森県が産する食材を主に用いて優良な食品を生産する中小の生産者に対して、販売戦略をサポートしネットワークを組織する事業を行なうことによつて、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第八十九条の二第一項の規定により、平山地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

- 二 縦覧の期間
平成十八年十二月十九日から平成十九年一月二十二日まで
- 三 縦覧の場所
中泊町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社鳴海建設
- 二 代表者の氏名 奈良 昭彦
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字賀田一丁目七の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一四三六六号
- 五 取消年月日 平成十八年十一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十八年十一月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第九十三号

平成十八年十二月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第

七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十八年十二月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、七三一人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二六四、四三一人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

東津軽郡選挙区	八、五二四人
西津軽郡選挙区	一七、八一八人
南津軽郡選挙区	二五、九二五人
北津軽郡選挙区	一六、七〇三人
上北郡選挙区	三〇、九四〇人
下北郡選挙区	一〇、一五四人
三戸郡選挙区	二四、二二九人
青森市選挙区	七九、四三六人
弘前市選挙区	五一、九一人
八戸市選挙区	六四、五七五人
黒石市選挙区	一〇、四八五人
五所川原市選挙区	一三、三二九人
十和田市選挙区	一六、八五六人
三沢市選挙区	一一、三四四人
むつ市選挙区	一三、三〇二人

平成十七年 第二五六一号	平成十七年 第二二二〇号	発行年月日 発行番号
出先機関		区分
五	四	ページ
上	上	段
表中	表中	行
の" 一 " 大字妙堂崎字神林一二四	" " 大字野木字西松虫六四	寺山政則 誤
の" 一 " 大字妙堂崎字上林一二四	" " 大字野木字西松虫六の二	寺山正則 正

正
誤

農
村
整
備
課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭